

○農務省、厚生労働省、
環境省、経済産業省、令第二号
の
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一條第二項第二号ハの規定に基づき、
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令を次のように定める。
令和八年三月三十日

財務大臣 片山さつき
厚生労働大臣 上野賢一郎
農林水産大臣 鈴木 憲和
経済産業大臣 赤澤 亮正
環境大臣 石原 宏高

備考 表中の「」は注記である。	第四条第五号に規定する分別基準適合物	別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	略
		別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の四〇
		別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇
		別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
		略	略
	第四条第六号に規定する分別基準適合物	略	略
		別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の五〇
		略	略
		別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の二〇
		略	略
備考 表中の「」は注記である。	第四条第五号に規定する分別基準適合物	別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	略
		別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三五
		別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一五
		別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一〇
		略	略
	第四条第六号に規定する分別基準適合物	略	略
		別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一五
		略	略
		別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一〇
		略	略

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則